

決議案第 2 号

小児医療費助成制度の拡充を求める決議

神奈川県は医療費助成制度は、対象年齢を通院で就学前まで、入院は中学校卒業までとし、1歳から所得制限を設け、更に、通院・入院とも一部自己負担としている。

子育て世代にとって、子どもの医療費負担の軽減は切実な願いであり、県の助成制度の拡充が進まない中で、市町村独自の制度の拡充が進められている。

現在、県内自治体の通院助成の対象年齢は、厚木市・海老名市など2市5町1村が中学校卒業までを対象とし、藤沢市・鎌倉市・葉山町など6市4町が小学校卒業まで、横須賀市も平成27年度には小学校卒業まで対象年齢の引上げを予定している。三浦市でも段階的に引上げが行われており、小学校3年以下を対象としている自治体は本市を含め7市1町のみである。

また、近年、子育て支援の一環として位置付け、所得制限についても見直しが行われており、所得制限を廃止している自治体は、厚木市・海老名市・綾瀬市など3市5町1村、藤沢市は小学校卒業まで所得制限はなく、鎌倉市・葉山町など2市3町は就学前までとしている。

子どもたちが健やかに育つために必要な医療費は病児を抱える子育て家庭にとって多大な出費となり、経済的負担の要因となっている。医療費の心配なく病院で診察を受けることができる制度の拡充は子育て家庭の切実な願いであり、病気の早期発見・早期治療につながるものであり、近隣自治体との格差是正は急務となっている。

よって、逗子市議会は、市長に対して、早急に、小児医療費助成制度の対象年齢を小学校卒業まで引き上げるとともに、所得制限についても検討し、近隣自治体との格差是正や制度の拡充を図ることを求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成26年11月21日

逗子市議会